

## 幌加内町競争入札参加資格審査申請の時期及び方法についての告示

### 幌加内町告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「政令」という。)第167条の5及び第167条の11の規定により、平成31・32年度において、幌加内町が発注する建設工事又は製造の請負及び平成31・32・33年度において、物件の買入れ並びにその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり告示する。

平成 31年 1月 8日

幌加内町長 細川 雅弘

#### 1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)及び(2)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者)でないこと。
- (4) 審査基準日において町民税(法人の場合は法人町民税及び固定資産税、個人の場合は個人町民税、固定資産税)滞納がないこと。
- (5) 審査基準日において国税(法人税及び消費税及び地方消費税)に滞納がないこと。

#### 2 審査基準日

資格審査の基準日は、平成31年1月1日とする。ただし、随時申請の場合は申請する月の初日とする。

#### 3 資格の種類

別表第1から別表第3のとおり

#### 4 申請の種類による資格要件等

- (1) 「建設工事」を申請するものは、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 申請工種において、別表第1に掲げる工種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第3条第1項に基づく許可(以下「建設業許可」という。)を受けており、かつ、当

該建設業許可を受けて1年以上、当該建設業を営んでいること。

イ 申請工種において、建設業法第 27 条の 23 第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。  
なお、経営事項審査については、総合評定値(P点)の通知をうけており、かつ、その通知が有効なものであること。

ウ 申請工種において、経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の 各営業年度のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。

(2)「設計等」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、希望する業種において売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

エ 「建築設計」を申請する者は、ア及びイのいずれにも該当し、かつ、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

オ 「測量」を申請する者は、ア及びイのいずれにも該当し、かつ、側量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づく登録を受けた者であること。

(3)「物品等」を申請する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前2年間に、希望する業種において売上高を有していること。

ウ その営業に関して許可、免許、登録等を要するものについては、当該営業に関する許可、免許、登録等を有する者であること。

(4)その他の申請については、前各号に準じて取り扱うものとする。

## 5 資格の決定等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録する。

## 6 資格の有効期間

「建設工事」「設計等」

平成 31 年度から 32 年度とする。

「物品等」

平成 31 年度から 33 年度とする。

## 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

(1) 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

- (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

## 8 申請の受付期間

- (1)「建設工事」「設計等」の定期申請は平成 31 年 1 月 28 日から平成 31 年 2 月 20 日とする。
- (2)「物品等」の定期申請は、平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 1 月 25 日とする。
- (3)「建設工事」「設計等」の随時申請は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までとする。
- (4)「物品等」の随時申請は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 11 月 30 日までとする。
- (5) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (6) 特に町長が必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。

## 9 中小企業組合等の取扱い

### (1) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需的確組合の証明を有するとき。

イ 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

## 10 申請方法

資格審査の申請は、幌加内町建設課管理係の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。(別紙1のとおり)

## 11 資格審査の再申請及び変更届

資格の有効期間内に、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、競争入札参加資格変更申請書にその変更を行う事由にかかる書類を添付し提出するものとする。

### (1) 競争入札参加資格変更審査申請書の提出が必要な場合

ア 資格者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転した場合

イ 中小企業組合等がその構成員を変更した場合(企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。)

### (2) 競争入札参加資格審査申請書変更届の提出が必要な場合

ア 住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、主たる事業等を変更した場合

イ 許可及び登録等に関する事項に変更があった場合

別表第1(3関係)  
建設工事の工種区分

番号	区分	番号	区分
1	土木工事	16	ガラス工事
2	建築工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	ほ装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

別表第2(3関係)  
設計等の業種区分

番号	区分	番号	区分
1	測量	5	技術資料
2	地質調査	6	補償関係
3	土木設計	7	造林等(植栽・保育・地拵等)
4	建設設計	8	その他設計

別表第3(3関係)  
物品等の業種区分

番号	区分	番号	区分
1	物品供給等	3	業務委託等
2	リース・レンタル		

別紙1 「建設工事」及び「設計等」の提出書類

法人	個人	区 分	摘 要
○	○	①建設工事等入札参加資格審査申請書	市町村統一様式 1
○	○	②経営事項審査結果通知書の写し	建設工事のみ
○	○	③工事(事業)経歴書	市町村統一様式 3
○	○	④工事経歴集計表	市町村統一様式 3 の 2 (建設工事のみ)
○	○	⑤技術者名簿	市町村統一様式 4
	○	⑥代表者身分証明書(写し可)	
○		⑦登記事項証明書(写し可)	法務局で発行する全部事項証明書又は現在事項証明書
○	○	⑧許可登録に関する証明書の写し	
○	○	⑨建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	経営事項審査申請時に使用した証明書の写し
○	○	⑩建設工事入札参加資格審査申請書付票	市町村統一様式 9 (建設工事のみ)
○	○	⑪設計等入札参加資格審査申請書付票	市町村統一様式 10 (設計等のみ)
○	○	⑫法定保険加入状況一覧表	町様式
○	○	⑬社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況が確認できる書類の写し	納入告知書等のコピー
○	○	⑭労働保険(雇用保険・労災保険)の加入状況が確認できる書類の写し	保険関係成立届等のコピー
○	○	⑮誓約書(暴力団排除に関する誓約書)	町様式
○	○	⑯決算書(貸借対照表・損益計算書)の写し	直近 1 ヶ年分
○	○	⑰委任状	支店等に委任の場合
○	○	⑱納税証明書(写し可)	・消費税及び地方消費税未納がないことの証明 ・町税未納がないことの証明(幌加内町で課税されている者のみ)
○	○	⑲印鑑証明書(写し可)	
○	○	⑳返信用封筒(審査結果通知用)	長3封筒(長形3号)程度のサイズ。 宛先を記載し、82 円切手を貼付したもの。 ※受付票は不要です。
中小企業組合等の場合			
		組合員(会員)名簿	
		官公需適格組合であることを証する書類の写し	経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合
		定款の写し	

別紙2「物品等」の提出書類

法人	個人	書類名	適用
○	○	①競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
○	○	②競争入札参加資格審査申請書付票 (営業種目分類表を見ながら作成してください)	委託の場合は様式第2号、第2号の2、第2号の4物品 の場合は様式第2号、第2号の3
○	○	③事業経歴書	様式第3号。直近1年間に官公署との契約実績がある 場合
○		④登記事項証明書【写し可】	法務局で発行する全部事項証明書又は現在事項証 明書
	○	⑤代表者身分証明書【写し可】	
○	○	⑥許可書又は通知書【写し】	許可、登録等が必要な事業を登録申請する場合
○	○	⑦納税証明書【写し可】	・消費税及び地方消費税未納がないことの証明 ・町税未納がないことの証明(幌加内町で課税さ れている者のみ)
○	○	⑧印鑑証明書【写し可】	
○		⑨貸借対照表及び損益計算書【写し】	直近1年度決算分。
	○	⑩確定申告書【写し】	直近1年分。
○	○	⑪委任状	支店等に委任の場合
○	○	⑫誓約書(暴力団排除に関する誓約 書)	町様式
○	○	⑬A4版フラットファイル 【色等不問】	背表紙に屋号等を記載し、①、③～⑫を綴じて提出し てください。※②は綴じないでください。
○	○	⑭返信用封筒(審査結果通知用)	長3封筒(長形3号)程度のサイズ。 宛先を記載し、82円切手を貼付したもの。 ※受付票は不要です。

浄化槽保守点検業務を登録希望する場合、加えて次の書類が必要です。

書類名	注意事項
⑮ 北海道浄化槽保守点検業者登録済通知書【写し】	北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施 行規則別記第5号様式。写し可。
⑯ 浄化槽保守点検業務審査申請書	様式第4号(事業所ごとに専任浄化槽管理士を配置し ていることを証明する書式)
⑰ 浄化槽管理士免状及び健康保険証又は社員証【写し】	⑮の添付書類として

⑮～⑰は⑬のファイルと一緒に綴じてください。